

介護予防・生活支援サービス事業にかかる事業者指定について

1 指定の手続き

原則、指定申請が必要です。

(1)平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、全国一律にみなし指定となります。本市におけるみなし指定の有効期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

(みなし指定の効力は平成 30 年 3 月 31 日までのため、それまでには更新手続きが必要です)

(2)平成 27 年 4 月 1 日以降に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者は、みなし指定とならないため、指定申請が必要です。

	みなし指定	指定申請	
		介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス (現行相当)	生活援助訪問サービス 社会参加通所サービス (緩和した基準)
平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業者	有	不要	要
平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者	無	要	要

*他市町村の利用者がおられる場合には、他市町村の担当部署へお問い合わせください。

2 指定の有効期間

指定の有効期間は、6 年です。

3 定款等の記載について

(1) みなし指定となる事業者については、すでに「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、サービス事業の指定申請書類として定款を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間が満了する平成 30 年 3 月 31 日までに、本市の定める指定基準により指定の更新を受ける必要があるため、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。

(2) 緩和した基準によるサービスの指定を受ける場合は、定款の変更が必要です。

(3) 庄原市所管の社会福祉法人で、現在、定款に第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、老人居宅介護等事業には第 1 号訪問事業、老人デイサー

ビス事業には第 1 号通所事業が含まれているため、定款変更の必要はありません。

*医療法人は所管する部署への確認が必要です

- (4) 新規にサービス事業の指定を受ける事業者については、平成 30 年 3 月 31 日までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」とサービス事業を併用して実施する可能性があるため、双方のサービスについての記載が必要となります。

介護予防事業とサービス事業の両方を定款に記載する場合の記載例

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第 1 号訪問事業」(*)

「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第 1 号通所事業」(*)

(*) 緩和したサービスの実施の場合も含まれます。

4 運営規定の記載について

みなし指定となる事業者は、サービス事業の指定更新申請書等を提出するまでに、運営規定を修正してください。

- (1)変更届を提出する場合は随時修正をお願いいたします。

介護予防サービスと一体で作成する場合の記載例

「介護予防訪問介護」→「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第 1 号訪問事業」

「介護予防通所介護」→「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業」

- (2)緩和した基準によるサービス事業を実施する場合には、指定は別となるが、運営規定を変更届と一体で作成することは可能です。

「介護予防訪問介護」→「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第 1 号訪問事業若しくは緩和した訪問サービス」

「介護予防通所介護」→「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業若しくは緩和した通所サービス」

5 申請書類様式について (資料 4)

- 1 月末を目途に庄原市ホームページよりダウンロードできるよう準備中です。

6 申請期限について

- (1) 指定の申請は、事業開始日の前月初日までに行ってください。(本申請前に必ず、提出書類により事前協議を行ってください)

なお、平成 29 年 4 月 1 日を事業開始日とする事業者は、次の日程により申

請を行って下さい。

○事前協議：2月10日～2月20日まで

○本申請：3月1日付

- (2) 更新の場合は、指定の有効期間の満了の日に属する月の前月初日(*)までに申請を行って下さい。(更新申請前に必ず、提出書類により事前協議を行って下さい)

(*) 例：満了日が3月31日の場合、更新申請は前月2月1日までに行います。

7 加算について

- (1) 加算・減算の取り扱いについて

加算・減算の算定にあたって基準の考え方は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について」に準ずるものとします。

*介護職員処遇改善加算については、平成29年度に臨時に介護報酬改定が行われる予定となっています。決定次第、サービス事業についても準じた扱いとする予定です。

- (2) 加算届(体制届)については、新たに加算等を行う場合又は算定中の加算等を変更する場合は、届出が必要となります。なお、届出日と算定開始月の関係は次のとおりです。

- ・15日以前に提出された場合 → 翌月から算定開始
- ・16日以降に提出された場合 → 翌々月から算定開始

(1) 第1号訪問事業

		ア 介護予防訪問サービス (法改正前の現行基準)	イ 生活援助訪問サービス (緩和した基準)
内容		訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員または一定の研修(*)修了者等による生活援助
実施方法		事業者指定※	
サービス事業に要する費用の額【月額】	所定単位×10円	週1回：11,680円 週2回：23,350円 週3回：37,040円(要支援1を除く) ※現行の単位数と同じ	週1回：9,350円 週2回：18,680円 週3回：29,640円(要支援1を除く) ※現行の単位数の約8割
	加算	[特別地域加算] 所定単位の15% [中山間地域等における小規模事業所加算] 所定単位の10% [中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算] 所定単位の5%	[特別地域加算] 所定単位の15% [中山間地域等における小規模事業所加算] 所定単位の10% [中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算] 所定単位の5%
	減算	[初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合] 所定単位×70% [事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合] 所定単位×90%	[事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合] 所定単位×90%
	加算	[初回加算] 2,000円 [生活機能向上連携加算] 1,000円	[初回加算] 2,000円
	介護職員処遇改善加算	[I]基本部分+加算の合計の 86/1000 [II] " 48/1000 [III]IIで算定した額の 90% [IV] " 80%	[I]基本部分+加算の合計の 86/1000 [II] " 48/1000 [III]IIで算定した額の 90% [IV] " 80%
備考		*「一定の研修」は市において実施する	

8 その他

(1) 損害賠償保険について

損害賠償保険について、現在加入している保険内容で介護予防・生活支援サービスが適用されるか確認し、必要に応じて保険内容を変更してください。